



山形県公報

平成29年9月12日（火）
第2877号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則……………（税 政 課） ……913
- 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ） ……914

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課） …… 同
- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課） …… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課） …… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ） ……915
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課） …… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課） …… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） ……916
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課） …… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課） …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………917

### 公 告

- 平成30年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の募集……………（雇用対策課） …… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課） ……921

## 規 則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第42号

#### 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則（平成12年7月県規則第110号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の注書第7項及び第9項中「㉔から㉗まで」を「㉖から㉙まで」に、「㉘」を「㉚」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第2号の規定により作成した用紙は、当分の間使用することができる。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月12日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第43号

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㉗」を「㉘」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定により作成した用紙は、当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第640号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成29年9月21日山形市に招集する。

平成29年9月12日

山形県知事 吉村美栄子

山形県告示第641号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成29年9月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 失効した知事指定薬物の名称
  - (1) 1－（5－フルオロペンチル）－N－フェニル－1H－インドール－3－カルボキサミド（通称名L T I－7 0 1）及びその塩類
  - (2) 2－（2－フルオロフェニル）－2－（メチルアミノ）シクロヘキサノール－1－オン（通称名2－F l u o r o d e s c h l o r o k e t a m i n e、2－F D C K）及びその塩類
  - (3) 3－エチル－2－（3－フルオロフェニル）モルフォリン（通称名3 F－P h e n e t r a z i n e、3－F P E）及びその塩類
- 2 失効の理由
 

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため
- 3 失効年月日
 

平成29年9月8日

山形県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|------------------------------------|---------|------------|
| コウ・アークス株式会社        | 訪問看護ステーション アークス新庄<br>新庄市金沢1877番地15 | 訪 問 看 護 | 平成29. 9. 1 |

**山形県告示第643号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|------------------------------------|----------|------------|
| コウ・アーユス株式会社          | 訪問看護ステーション アーユス新庄<br>新庄市金沢1877番地15 | 介護予防訪問看護 | 平成29. 9. 1 |

**山形県告示第644号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名 称 月光川養漁業協同組合
  - ロ 住 所 飽海郡遊佐町遊佐字沖2番地の27
- (2) 漁業権の免許番号
  - 内共第20号
- (3) 変更の内容
  - 第9条第2項中「500円」を「1,000円」に改める。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
  - 平成30年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名 称 小国川漁業協同組合
  - ロ 住 所 最上郡舟形町舟形4723番地
- (2) 漁業権の免許番号
  - 内共第11号及び内共第12号
- (3) 変更の内容

第7条第1項の表中

|                       |
|-----------------------|
| 最上郡最上町大字法田地内最上白川水系西又沢 |
| 最上郡最上町赤倉地内小国川水系中の又沢   |

を

|                       |
|-----------------------|
| 最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東又沢 |
| 最上郡最上町赤倉地内小国川水系西の又沢   |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
  - 平成29年10月1日

**山形県告示第645号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 立川羽黒山線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長      |
|----------------------------------|---|------|---------------------|---------|
| 東田川郡庄内町科沢字西山175番1から<br>同 180番1まで |   | 旧    | 76.8メートル<br>} 23.9  | 189メートル |
| 同                                | 上 | 新    | 148.7メートル<br>} 69.2 | 同上      |

#### 山形県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年9月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 立川羽黒山線  
 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町科沢字西山175番1から  
同 180番1まで  
 3 供用開始の期日 平成29年9月15日

#### 山形県告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき白鷹町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
 (1) 種類 白鷹都市計画下水道  
 (2) 名称 白鷹公共下水道  
 2 縦覧の場所  
 県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第648号

次の開発行為は、完了した。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年12月2日 指令最総建第23号  
 2 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡真室川町大字平岡字片杉野428番2、428番3、428番9、428番10、429番3、429番5、430番1、430番3、430番5、432番3、432番4  
 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
最上郡真室川町平岡432 株式会社メタルプロダクツ

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第69号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年9月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,843人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,764人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 69,610人 | 村山市           | 7,153人  | 西村山郡 | 11,577人 |
| 米沢市         | 23,113人 | 長井市           | 7,734人  | 最上郡  | 11,717人 |
| 鶴岡市         | 36,548人 | 天童市           | 17,283人 | 東置賜郡 | 11,172人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,073人 | 東根市           | 13,123人 | 西置賜郡 | 8,396人  |
| 新庄市         | 10,207人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 6,943人  | 東田川郡 | 8,318人  |
| 寒河江市        | 11,572人 | 南陽市           | 9,038人  |      |         |
| 上山市         | 9,044人  | 東村山郡          | 7,423人  |      |         |

**公 告**

平成30年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集定員

| 校 名           | 訓練課程    | 訓 練 科 目   |               | 訓練期間 | 募集定員 |
|---------------|---------|-----------|---------------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程 | 機械システム系   | デジタルエンジニアリング科 | 2年   | 10名  |
|               |         |           | メカトロニクス科      | 2年   | 20名  |
|               |         | 知能電子システム科 |               | 2年   | 30名  |

|                  |        |             |    |     |
|------------------|--------|-------------|----|-----|
|                  |        | 情報システム科     | 2年 | 20名 |
|                  |        | 建築環境システム科   | 2年 | 20名 |
|                  |        | 土木エンジニアリング科 | 2年 | 20名 |
|                  | 専門短期課程 | 産業技術専攻科     | 1年 | 10名 |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 制御機械科       | 2年 | 20名 |
|                  |        | 電子情報科       | 2年 | 20名 |
|                  |        | 国際経営科       | 2年 | 20名 |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める平成30年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成30年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

## 2 試験の期日及び場所

| 校名               | 訓練課程   | 区分                         | 期日             | 場所                                |
|------------------|--------|----------------------------|----------------|-----------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験                     | 平成29年11月5日（日）  | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号     |
|                  |        | 一般入学試験(前期)                 | 平成29年12月10日（日） |                                   |
|                  |        | 一般入学試験(後期)                 | 平成30年3月11日（日）  |                                   |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験                    | 平成29年11月17日（金） |                                   |
|                  |        | 第2期選考試験                    | 平成30年2月13日（火）  |                                   |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）     | 平成29年11月3日（金）  | 山形県立産業技術短期大学校庄内校<br>酒田市京田三丁目57番4号 |
|                  |        | 一般入学試験(前期)及び社会人特別入学試験（第2期） | 平成29年12月2日（土）  |                                   |
|                  |        | 一般入学試験(中期)及び社会人特別入学試験（第3期） | 平成30年1月20日（土）  |                                   |
|                  |        | 一般入学試験(後期)及び社会人特別入学試験（第4期） | 平成30年3月17日（土）  |                                   |

## 3 試験科目

| 校名                   | 訓練課程   | 区分                   | 試験科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|--------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期<br>大学校    | 専門課程   | 推薦入学試験               | 筆記試験（数学Ⅰ及び数学Ⅱ）及び面接                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                      |        | 一般入学試験               | 筆記試験<br>（1）数学Ⅰ及び数学Ⅱ<br>（2）コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                      | 専門短期課程 | 第1期選考試験及び<br>第2期選考試験 | 書類審査及び面接                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 山形県立産業技術短期<br>大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験               | <p>1 一般推薦</p> <p>制御機械科<br/>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br/>ただし、技能検定に合格した者は、筆記試験を免除する。</p> <p>電子情報科（情報技術者育成基礎コース）<br/>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接</p> <p>国際経営科<br/>筆記試験（小論文）及び面接</p> <p>2 地域連携指定校推薦</p> <p>制御機械科<br/>面接</p> <p>電子情報科（情報技術者育成実践コース）<br/>筆記試験（小論文）及び面接</p> <p>国際経営科<br/>筆記試験（小論文）及び面接</p> <p>3 IP推薦</p> <p>電子情報科（情報技術者育成実践コース）<br/>筆記試験（小論文）及び面接</p> |

|  |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 一般入学試験(前期)及び一般入学試験(中期) | <p>制御機械科<br/>筆記試験（数学Ⅰ及び小論文）及び面接<br/>ただし、技能検定に合格した者は、小論文を免除する。</p> <p>電子情報科<br/>筆記試験（数学Ⅰ及び小論文）及び面接</p> <p>国際経営科<br/>筆記試験<br/>（1）小論文<br/>以下2科目から1科目選択<br/>（2）簿記及び会計<br/>（3）国語総合（古文及び漢文を除く。）及び現代文B<br/>ただし、次のいずれかに該当する者は、選択科目の試験を免除する。<br/>イ 日商簿記検定3級以上<br/>ロ 全経簿記能力検定2級以上（1級の会計の科目のみ合格した者を含む。）<br/>ハ 全商簿記実務検定1級（1級の会計の科目のみ合格した者を含む。）<br/>ニ TOEIC公開テスト470点以上（TOEIC-IPは不可。顔写真付き公式認定書の提出を要する。）<br/>ホ 実用英語技能検定準2級以上</p> <p>面接</p> |
|  | 一般入学試験(後期)             | <p>制御機械科<br/>筆記試験（数学Ⅰ及び小論文）及び面接<br/>ただし、技能検定に合格した者は、小論文を免除する。</p> <p>電子情報科<br/>筆記試験（数学Ⅰ及び小論文）及び面接</p> <p>国際経営科<br/>筆記試験（小論文）及び面接</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|  | 社会人特別入学試験              | <p>制御機械科<br/>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接</p> <p>国際経営科<br/>面接</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

| 校 名           | 訓練課程    | 区 分        | 受 付 期 間                      |
|---------------|---------|------------|------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験     | 平成29年10月17日（火）から同月27日（金）まで   |
|               |         | 一般入学試験(前期) | 平成29年11月21日（火）から同年12月1日（金）まで |
|               |         | 一般入学試験(後期) | 平成30年2月19日（月）から同年3月7日（水）まで   |



|                  |        |                            |                                 |
|------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験                    | 平成29年10月23日（月）から同年11月2日（木）まで    |
|                  |        | 第2期選考試験                    | 平成30年1月22日（月）から同年2月2日（金）まで      |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）     | 平成29年10月16日（月）から同月30日（月）まで      |
|                  |        | 一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期） | 平成29年11月13日（月）から同月27日（月）まで      |
|                  |        | 一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期） | 平成29年12月18日（月）から平成30年1月15日（月）まで |
|                  |        | 一般入学試験（後期）及び社会人特別入学試験（第4期） | 平成30年2月26日（月）から同年3月12日（月）まで     |

## 5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成30年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成30年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成30年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)3245）、山形県立産業技術短期大学校（電話番号023(643)8431）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要          |                                    |                                    |
|------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート2号棟 | 新庄市金沢1281<br>-4 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 一般用 | 15,700<br>円             | 18,200<br>円                        | 20,800<br>円                        | 23,500<br>円                        | 26,800<br>円 | 30,900<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同<br>3号棟         | 同<br>-1         | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 14,700<br>円             | 17,000<br>円                        | 19,400<br>円                        | 21,900<br>円                        | 25,000<br>円 | 28,900<br>円 |                                    |                                    |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年9月19日から同月25日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年9月25日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成29年11月上旬

平成29年9月12日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年9月12日発行 発行人 山形県